

南ぬ島石垣空港と那覇空港を結ぶ航空路線に「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」適用を求める意見書

沖縄県は、平成24年度より沖縄振興特別推進交付金を活用して、離島住民や離島出身高校生等を対象に、割高な船賃及び航空賃を鉄道運賃並みに低減することで、住み慣れた島で安心して暮らし続けることができるよう定住条件の整備を図り、離島地域の活力の維持向上を図ることを目的に「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」を実施しているが、南ぬ島石垣空港と那覇空港を結ぶ路線に低価格の航空運賃の航空会社が就航したことにより沖縄県は、「離島住民が当日購入可能な運賃が競争状態にあるため」として同事業の制度適用を保留としている。

こうしたなか、低価格運賃で同路線に就航していたスカイマーク株式会社が、本年1月28日に民事再生法の適用を申請し、同年3月29日から南ぬ島石垣空港と那覇空港を結ぶ路線から撤退する意向を示し、現在は同路線を運休させるなどして減便を行っており、離島住民が当日購入可能な運賃は競争状態ではない状態となっている。

また、過去に宮古島空港と那覇空港を結ぶ路線で同社が運休をした後、既存航空会社は大幅に割引運賃を値上げした経緯があり、今回の同社撤退後に南ぬ島石垣空港と那覇空港を結ぶ既存航空会社が同様に割引運賃等の大幅な値上げを行った場合、市民生活や地域経済へ与える影響は甚大である。

よって当市議会は、同事業の目的に鑑み、早急に南ぬ島石垣空港と那覇空港を結ぶ路線に「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」の適用対象とすることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成27年2月9日

石垣市議会

あて先

沖縄県知事